

第5章 計画の進め方

1. 進行管理

●多機関による進捗確認

各分野において、施策の実施と目標に向けた取り組みを計画的に実施することが必要です。また、本計画が福祉に関する上位計画となるため、それぞれの機関の取り組みが、本計画に基づくものになるよう、定期的な確認が必要です。半年に1回程度、施策の実施に向けた具体的手順や進捗確認などを関係多機関で協議する場を設け、更なる連携で施策を推進します。

●地域福祉計画等推進委員会

年度ごとに、取り組み状況と目標達成に向けた進捗状況を確認・評価するとともに、今後の地域福祉推進に対する提案を次年度以降に反映させます。また、各委員から実践活動状況の報告をいただくなど、地域福祉推進に関わる情報交換も行き、町全体の将来像を見据えた地域福祉を推進するため方向性などを協議する場とします。

※地域福祉計画策定委員を地域福祉計画等推進委員として委嘱することで、継続して地域福祉計画並びに地域福祉活動計画の進捗状況を確認し、評価を行います。

場合によっては、第三者の意見も取り入れ地域福祉推進の活性化を行います。

※目標の評価方法

- ・数値で表せる事項については、数値のみでなく、目標達成に向けた取り組みや地域ニーズの変化など総合的な視点で評価します。
- ・数値として表せない事項については、評価指標の目的に沿った取り組みや地域ニーズに合致しているかなど総合的な視点で評価します。

2. 計画推進のPDCAサイクル

本計画を推進するにあたって「PDCAサイクル」を確立し、計画策定から実施、評価、改善を行います。

